

第 46 号	関 西 圏 大 学 非 常 勤 講 師 組 合	2015 年 12 月 6 日 発 行
URL: <a href="http://www.hijokin.org">http://www.hijokin.org</a> email: <a href="mailto:sodan@hijokin.org">sodan@hijokin.org</a> 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	<b>非常勤の声</b>	委員長: 新屋敷 健 email: <a href="mailto:take0shin@gmail.com">take0shin@gmail.com</a> 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 1-39-102 大私教気付

- |  |
|--|
| 1. 「非常勤講師健康調査」アンケートにご協力を p. 1                            |
| 2. 神戸大学で5年雇い止めの恐れ p. 1-2    3. 同志社大学で「訴訟覚悟」で任期法適用 p. 2-3 |
| 4. 大阪産業大学と定期交渉 p. 3    5. 冬季カンパのお願い                      |

## 「非常勤講師健康調査」アンケートにご協力を!!

「非常勤の声」をお読みの先生方へ

私たちは社団法人日本産業衛生学会「非正規雇用研究会」に所属する研究者です。本研究会は産業衛生（働く人々の健康と労働との関わりを研究する医学分野）のなかで、不安定な雇用が健康へ及ぼす影響を明らかにすることを目的に活動を行っております。

わが国の大学・研究機関では、非常勤講師や任期付研究員等で働く者（以下非正規研究者）の割合は全研究者の5割を超え、雇用の不安定さや過大な業務負担の問題が指摘されています。健康に関しては、一般の非正規雇用者は心身の健康を損いやすいとの報告がなされていますが、研究者の就労環境やキャリアは一般労働者と違いが大きく、非正規研究者の健康に関するデータ自体がないため、明らかでないのが現状です。

このたび関西圏大学非常勤講師組合と

首都圏大学非常勤講師組合のご協力を得て、非常勤講師の方々を主な対象とした調査を行う運びとなりました。調査内容はこれまで組合が行った調査『大学非常勤講師の実態と声』に健康項目を追加した無記名調査で、個人が特定されることはありません。詳細は調査票およびフェイスシートをご覧ください。

本調査で非常勤講師の方々のご健康状況を明らかにすることを通じて、産業医学の立場から労働環境改善のための提言を行えるものと考えております。

お手数をおかけしますが、調査の目的にご賛同いただき、ぜひご協力いただけますようよろしくお願い申し上げます。

日本産業衛生学会 非正規雇用研究会

調査担当：鶴ヶ野しのぶ

（電気通信大学保健管理センター内科  
医・産業医）

## 2013年から在職の神戸大学の非常勤講師が

## 2018年3月末で5年雇い止めの恐れ

2013年からの有期雇用契約が5年を超えて更新される労働者に無期雇用契約への転換申込権を与える労働契約法第18条の2013年4月1日の施行の際に、早稲田大学、大阪大学、神戸大学等が「非常勤講師5年雇い止め」の就業規則を制定しました。その後、首都圏大学非常勤講師組合の労働基準法第90条違反の刑事告発・告訴や、100名を超える組合員で結成された早稲田ユニオン分会との団交の結果、早大は2013年時点で在籍の非常勤講師の5年雇い止めを撤回しました。また大阪大学は、関西圏大学非常勤講師組合（・首都圏組合）の団交や組合の2013年9月25日付の労基法第90条違反の大阪地検への刑事告訴の後、2013年11月に可決成立の「研究開発

力強化法」及び「任期法」が定めた労働契約法第18条の（「5年を超えて更新される有期雇用契約」の「5年」を「10年」に読みかえる）「労働契約法の特例」を非常勤講師等に適用する就業規則を2014年4月1日付で制定し、「5年雇い止め」を「10年雇い止め」に変更しました。

一方神戸大学は、関西圏組合・首都圏組合の団交の後も「5年雇い止め」を撤回せず今に至っています。その結果、「部局が承認すれば5年を超える雇用が可能」の例外規定はありますが、2013年から在職の非常勤講師が2018年3月末で「5年雇い止め」になる恐れがあります。これは労働契約法第18条の趣旨「有期雇用労働者の雇用の安定」の重大な違反です。（文責：新屋敷）

## 同志社大学、「訴訟覚悟」で任期法を適用

11月20日に同志社と団交し、嘱託講師に任期法を適用するとの新就業規則の撤回を求めました。

大学の回答は以下の通りです。

「任期法を来年から新規採用する嘱託講師のみならず、現在法人と雇用関係にある嘱託講師全員に適用する。すなわち、2016年3月31日まで雇用契約を結んでいる現職の嘱託講師は、今後更新を繰り返した場合、10年後に無期転換権が発生する。2016年度以降から新たに契約する嘱託講師は、今後更新を繰り返したとしても10年を上限とし、無期転換権は生じない。また、両者の場合とも、5年での無期転換権は認めない。この件については契約書を締

結するときに同意を得ることとする。訴訟リスクは覚悟のうえである。」

これに対し、組合はこうしたやり方は労働契約法9条・19条・20条違反であると抗議しました。また、組合は、嘱託講師への任期法の適用は無理があると主張しましたが、法人の回答は「任期法の対象者は先端研究担当者だが、広い意味での教育者を含むので嘱託講師にも適用可能である」というものでした。

就業規則の部分則である講師規程には「嘱託講師は教育研究に従事する」とあるので、研究費の支給を要求しましたが、「嘱託講師は教育が主たる仕事なので研究費は出せない」と回答しました。

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話：06-6763-3201（江尻）月の午後、水の午後 メール：[sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)（随時）

その他、有給休暇については、「今まで労務管理をしてこなかったので(出勤簿がない)、この点も含めて検討し、後日回答する」、団交への理事長の出席要請については「拒否」、組合用掲示板の設置についても「拒否」

でした。法人が行なっている労働者過半数代表選挙のやり方について、現行のそれは「不信任投票」であるので改善を要求しました。(文責:長澤)

## 大阪産業大学との団交～不開講手当の引き上げ、講師室のお茶代無料化実現！～

10月8日に大阪産業大学と団体交渉を行いました。今回の団交ではまず、大学側から現在の財政状況について、5年赤字が続いており、その原因が入学者の減少、退学者の増加、補助金削減にあることなどの説明を受けました。その後で、当組合からの要求項目につき回答がありました。

まず、他大学で問題になっている非常勤講師の更新回数制限(脱法行為です!)やクォーター制導入の有無について確認したところ、今のところ考えていないとのことです。

次に、非常勤講師給を一律3万円にするよう要求しました。これに対し、専任教員のボーナスは年6ヶ月から4ヶ月に削減しており、非常勤講師の給与だけを上げるのは困難だとの説明を受けました。しかし専任教職員は削減されたとはいえボーナス自体は支給されていますし、退職金も各種社会保険もあります。非常勤講師にはそれらが無い一方で、給与は10年以上据え置きの状態です。この点から見て、非常勤講師給の現状維持は正当化できるものでは

ありません。せめて現在のC・Dランク給与を、Bランクに一本化するよう要求しましたが、その場合年間1200万円ほど経費が必要なので難しいとのこと。ただ、10年以上昇給がないという事実を踏まえ、今後検討していくとのこと。JABEE担当手当、試験手当、年度末の打ち合わせ会手当等の支給についても今後の検討課題になりました。

また、不開講手当について、現在の2ヶ月分支給を3ヶ月分に引き上げる旨、回答をもらいました。また不開講になる可能性が高い授業を担当する場合は、事前に担当非常勤講師に伝えるとのこと。

最後に、講師控室の飲料代の無料化について、全ての飲料を無料にするのは無理だが、お茶代の10円は廃止するとの回答をもらいました。その上で、お茶代の10円徴収はあまりにセコかった、との発言が峠法人事務局長からありました。多くの点で見解を異にする大学と当組合ですが、「セコかった」という点については共通認識を得ました。(文責:浦木)

**立命朱雀キャンパスにも組合用掲示板が設置されました**

## 冬季カンパのお願い！！ 関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

関西圏大学非常勤講師組合が結成されて、まもなく12年目を迎えようとしています。今年も多数の労働相談が寄せられ対応に大忙しの毎日です。また近年、これまでカンパを寄せていただいていた人たちが大学を定年退職となり組合のカンパ額が減少傾向にあり、昨年度の組合財政は残念ながら初めて赤字となりました。組合活動を強化していくには財政基盤の強化が不可欠です。大学非常勤講師運動を支援していただける皆様方のカンパへのご協力をお願いします。（振替口座は00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」）

### 愚痴っていても何も変わらない

自らの権利を主張しない者を守る法律はない

## 今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: [sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031 江尻自宅)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名	氏名のフリガナ	
住所(    —    )		
Tel	Fax	Email
専門分野	担当科目	
非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)		

組合費：10000円/年（年収150万円未満の方は4000円/年）

賛助会費：1口1000円/年（3口以上の協力をお願いします）

